

平 18 全経外第 19 号

平成 18 年 7 月 18 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全 国 銀 行 協 会

企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準
(案)」等に対する意見書について

今般、企業会計基準公開草案第 14 号「関連当事者の開示に関する会計基準
(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第 16 号「関連当事者の開示に関
する会計基準の適用指針(案)」に対する意見を下記のとおりとりまとめました
ので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 全般的事項

「関連当事者の開示に関する会計基準(案)」(以下、「基準案」)および「関
連当事者の開示に関する会計基準の適用指針(案)」(以下、「適用指針案」と
会社法の開示との関係を実務の観点から明らかにする必要があると考える。

(理由)

基準案および適用指針案では、会社法の開示との関係について言及されてい
ないが、基準案等と会社計算規則第 140 条(関連当事者との取引に関する注記)
の規定は異なる内容となっている。証券取引法決算は証券取引法関係規則に、
会社法決算は会社法第 431 条、会社計算規則第 3 条および第 140 条にしたがう
ことを考えると、基準案および適用指針案がどのような局面で適用されるのか
実務上の混乱が生じることからこれらの関係に言及する必要があると考える。

また、基準および適用指針は、開示を規定するものであることから、「開示
の方法」として(連結)財務諸表の注記により開示する旨明記する必要がある
と考える。

2. 個別事項

(1) 関連当事者が個人の場合における開示対象外の取引について(基準案第 9 項、
適用指針案第 16 項、第 30~32 項)

基準案第 9 項では、「預金利息及び配当の受取りその他取引の性質からみて

取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引」は開示対象外となっているため、預金残高が 1,000 万円を超える取引であっても開示対象外となることを確認したい。

(理由)

「預金利息」の受取りを「一般の取引と同様であることが明白」と規定しており、適用指針案第 16 項における「1,000 万円を超える取引については、すべて開示対象とする」との関係が不明確であるが、当該預金取引は開示対象外とすることでさしつかえないと考える。

(2) 一定の大企業又は業種固有の取扱いについて(基準案第 9 項、適用指針案第 16 項、第 30～32 項)

一定の大企業又は業種については、経営成績等に影響を及ぼす可能性のある取引の開示という目的に反しない範囲で、以下のような例外規定の設置又は弾力的な運用を可能にしていきたい。

一般顧客に対して提供する定型金融商品は、「一般の取引と同様であることが明白な取引」として開示対象外とする。

上記 が採用されない場合、1,000 万円という金額基準について、金融業は例外とする。

上記 が採用されない場合、企業規模を勘案した規定を設ける(例えば、取引額が資本の 5%以内である場合は開示対象外とできる、など)。

(理由)

一般事業法人と異なり、金融業(特に銀行業)においては、預金・ローン等は個人との間で通常に行われる取引であり、金額 1,000 万円以上の取引であっても、企業規模によっては必ずしも重要な取引とは言えないと考えられる。

預金・ローン等は、親会社および重要な子会社の役員が 2 親等以内の親族と連結子会社との取引すべてを把握している可能性は低く、監査委員会報告第 62 号「関連当事者との取引に係る情報の開示に関する監査上の取扱い」中「 3 (2) 関連当事者との取引の把握方法」で例示され、現行の「取締役の回答書提出」による調査方法では限界があると思われる。

また、役員より親族の個人情報(氏名、生年月日、住所等)を聴取のうえ、会社としてすべて調査することも理論的には考えられるが、個人情報保護の観点からは問題がある。さらに、その結果を開示するとなると、金融業においては、個人取引先の資産状況開示とほぼ同義であり、一般事業法人とは異なり、より注意を払わなければならない問題がある。

(3) 「公開」および「非公開」の定義について（適用指針案第 10 項）

「公開又は非公開の別を開示」とあるが、「公開」および「非公開」の定義について明確にしていきたい。

(4) 重要な子会社の役員について（基準案第 20 項）

関連当事者か否かの判断は、子会社の重要性によるのか、役員個人の重要性によるのかを明確にしていきたい。

（理由）

通常「重要な」は「子会社」にかかるものと思われる。しかし、「企業グループの事業運営に強い影響力を持つ者が子会社の役員にいる場合には」とあり、「重要な」は「役員」にかかるようにも読める。いずれが正当であるか、誤解のない表現に修正する必要があると考える。

(5) 従業員のための企業年金について（基準案第 22 項）

企業年金が、年金信託契約や年金投資一任契約などの自家運用以外の運用のみを行っている（企業年金が運用上、当該企業グループと取引することを指示できない）場合は、開示対象の取引には該当しないという理解でよいか確認したい。

また、企業年金が自家運用により、株式のインデックス運用、債券運用等を行う場合に、母体企業発行の有価証券の売買を行うことは、開示対象の取引に該当しないとの理解でよいか確認したい。

関連当事者の範囲とされる「従業員のための企業年金」に関して、例えば厚生年金保険法に基づく厚生年金基金および確定給付企業年金法に基づく企業年金基金は、別法人として設立され、企業と独立して運営されることが根拠法令により担保されていることから、関連当事者の範囲から除外される旨を明示していきたい。

開示対象の取引の範囲については、「企業年金の運営に関する裁量権を与えられた、企業と独立したものが当該裁量権に基づき実施する取引は除かれる」旨を明示していきたい。

（理由）

企業年金に係る資産運用・管理に関する裁量権を与えられたもの（企業

と独立したもの)が裁量権に従って資産運用・管理を実施するにあたって発生する取引、企業年金に係る制度管理に関する業務の委託を受けたもの(企業と独立したもの)が独自の判断により業務の再委託等を実施するにあたって発生する取引、確定拠出年金において加入者が独自の判断で運用商品への運用を指図した結果発生する取引等は、企業の判断により実施される取引とは言い難い。このため、開示の目的に鑑みて、当該取引は開示対象の取引の範囲から除外されるべきものと考えられる。

「米国の実際の開示例では、企業年金が当該会社に不動産を賃貸している場合があげられている」との表現があるが、例示を改めるべきである。

(理由)

本邦では、自家運用による不動産投資はできないため、当該記載は実態に合っていないと考える。

(6) 貸倒懸念債権及び破産更生債権等について(基準案第36項)

貸倒懸念債権等に関する情報は、開示不要としていただきたい。

(理由)

関連当事者の貸倒懸念債権等に関する情報は、信用不安を発生させる可能性があることも考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することを認めている。しかし、関連当事者が1社しかない場合には、実質的に個社に関する情報が開示されることとなる。

また、現行の証券取引法関連規則や会社計算規則においても開示が要求されていない事項でもあるため、本基準においても開示不要とすべきである。

3. その他(字句修正等)

・「近親者」について(基準案第5項(3))

「近親者」は現行の規定と同様に、「2親等内の親族」としてはどうか。

・重要な関連会社について(適用指針案第19項)

「なお、個別財務諸表で関連当事者との取引を開示する場合」は、「なお、個別財務諸表で関連当事者の存在を開示する場合」と修正する必要があると考える。

以上